

令和 8 年 度

第 2 回上越市農業委員会総会 議事録

上 越 市 農 業 委 員 会

令和8年度 第2回上越市農業委員会総会 議事録

日 時：令和8年6月29日（月）午後2時～

場 所：市民プラザ 第1会議室

1 出席委員

<農業委員>

1 番 長瀬	2 番 小出	3 番 涌井
4 番 吉村	5 番 水澤	6 番 中川
7 番 佐藤	8 番 飯塚	9 番 竹山
10 番 上原	11 番 丸山	14 番 田鹿
15 番 富永	16 番 小林	18 番 武田
19 番 山田	20 番 竹内	21 番 中嶋
22 番 清水	23 番 草間	24 番 坪井

<農地利用最適化推進委員>

高橋	渡部	丸山	竹田
高島	片桐	笠原	石黒
平野	篠宮	七森	白木
和栗	松苗	井部	藤村
小山	武田	中川	米川
秋山	杉田	山賀	有間
田中	上原	伊巻	石野
金井	清水	野村	綿貫
赤井	古市	金子	

2 欠席委員

<農業委員>

12 番 小林 13 番 高波 17 番 大島

<農地利用最適化推進委員>

山本

3 職務のため出席した事務局等職員

<農業委員会事務局>	事務局長	栗和田	次 長	秋山
	主 幹	坂井	主 任	竹中
<安塚区駐在室>	班 長	南波		
<浦川原区駐在室>	主 任	中部		

＜大 島 区 駐 在 室＞	主 任	上田	
＜牧 区 駐 在 室＞	主 任	橋立	
＜柿 崎 区 駐 在 室＞	駐在室長	片岡	副主幹 新保
＜大 湊 区 駐 在 室＞	班 長	小林	
＜頸 城 区 駐 在 室＞	副主幹	金子	
＜吉 川 区 駐 在 室＞	主 任	佐藤	
＜中 郷 区 駐 在 室＞	副主査	丸山	
＜板 倉 区 駐 在 室＞	主 任	閨間	
＜清 里 区 駐 在 室＞	副主査	中条	
＜三 和 区 駐 在 室＞	班 長	橋立	
＜名 立 区 駐 在 室＞	班 長	高橋	

4 付議した案件

＜議 事＞

報告第1号 令和7年度部会等の実施状況について

報告第2号 農地所有適格法人の事業状況等の報告について

報告第3号 農政部会委員の変更について

議案第1号 令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他の事務
の実施状況の公表について

＜そ の 他＞

- ・令和7年度 農業委員・推進委員の最適化活動の点検・評価について
- ・令和8年度 各委員の最適化活動の目標設定について
- ・令和8年度 農地パトロールの実施計画について

5 会 議

＜1 開 会＞

【局 長】 ただ今から令和8年度第2回農業委員会総会を開催します。本日は
ご多用中のところ、お集まりいただき、ありがとうございます。
事前に送付した議案書の次第に従い、会議を進めてまいりますので、
よろしくお願いします。

＜2 会長あいさつ＞

【局 長】 2の会長あいさつです。
竹内会長、お願いします。

【会 長】 ≪あいさつ≫

【局 長】 ありがとうございました。

ここからは、上越市農業委員会会議規則第5条の規定により、会長が議長となり、会議を進めていただきます。

＜3 資格審査＞

【議長】 それでは、議長を務めます。よろしくお願いします。

まず、3の資格審査です。

本日の出席状況は、在任委員数24名、出席委員数21名で、出席委員が過半数であり、会議規則第7条の規定により、総会が成立していることを報告します。

なお、農地利用最適化推進委員につきましては、36名中35名の出席となっています。

＜4 議事録署名委員の指名＞

【議長】 次に、次第の4、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第14条の規定により、私から指名します。

議席番号3番の涌井委員、議席番号23番の草間委員のお二人をお願いします。

＜5 憲章唱和＞

【議長】 次に、次第の5、憲章唱和を行います。

議事録署名委員が憲章を読み上げます。皆さんそれに続いて唱和をお願いします。それでは、涌井委員、読み上げをお願いします。

《憲章唱和》

＜6 議 事＞

【議長】 読み上げ、ありがとうございました。

それでは、次第の6、議事に入ります。

報告第1号「令和7年度部会等の実施状況について」事務局の説明を求めます。

【局長】 議案書は2頁をご覧ください。

部会の報告につきましては、3頁以降に記載しています。この後、各部長から説明していただきますが、全体の報告については、私の方から説明させていただきます。

農地部会の総括についてであります。令和7年度の一番の特徴としては、4月から利用権設定促進事業いわゆる基盤法の相対契約が農地

中間管理事業に一本化されたことに伴い、農地中間管理事業の取扱件数が増加した一方で、手数料が発生することや契約までに時間を要することなどを敬遠した皆さんが農地法第3条による貸借に移行したこともあり、記載のとおり大幅に増加している状況にあります。

また、農用地利用集積等促進計画と農地法第3条の契約を合わせて1,649haと当市の耕地面積16,300haに対し、約1割が動いていることを踏まえれば、制度改正の影響もあるとは言え、依然として、当市では農地の移動が多い状況にあるものととらえております。

説明は以上です。

【議長】 質問等は、各部会等の報告後に、一括して受けたいと思います。

では、各部会から報告していただきます。最初に、第1農地部会の吉村部会長、お願いします。

【吉村部会長】 議案書は、5頁をご覧ください。

項目1、審議件数の合計は1,660件であり、項目2の法第3条の状況は表に記載のとおり、合計件数142件、田畑の合計面積は414,453㎡となりました。いずれも主な要因としては、今ほど事務局長から説明があったとおり、制度改正に伴う影響と考えております。

6頁をご覧ください。

項目3-1の表は、法第4条・5条の審議件数の内訳で、項目3-2が住宅や工場など区分ごとの面積の表で、合計件数は185件、合計面積は86,413㎡となりました。項目4の農用地利用集積等促進計画の決定状況は、合計件数が1,000件、合計面積は7,149,503㎡となっております。第1農地部会については以上です。

【議長】 ありがとうございました。

次に、第2農地部会の田鹿部会長、お願いします。

【田鹿部会長】 議案書は、7頁をご覧ください。

項目1、審議件数の合計は1,525件であり、項目2の法第3条の状況は表に記載のとおり、合計件数284件、田畑の合計面積は2,302,202㎡となりました。いずれも主な要因としては、今ほど事務局長及び第一農地部会長の話のとおり、制度改正の影響と考えております。

8頁をご覧ください。

項目3-1、法第4条・5条の審議件数の内訳ですが、合計件数は前年度と同じ34件、項目3-2の区分ごとの合計面積は17,142㎡となりました。項目4の農用地利用集積等促進計画の決定状況は、合計件数

899 件、面積合計 6,625,893 m²となっております。第 2 農地部会については以上です。

【議長】 ありがとうございました。
次に、農政部会の上原部会長、お願いします。

【上原部会長】 議案書は、9 頁をご覧ください
令和 7 年度は、意見書の提出や意見交換会を含めて、全体で 5 回開催しました。

農作業労賃や農業用機械作業料金の参考額、水田の参考賃借料をまとめ、市民の皆さんに公開したほか、令和 7 年 9 月には、市長に対し「担い手の確保・育成に関する施策」について、意見書を提出しました。さらに、農業委員会としての各種施策の提言に向けて、若手農業者 7 人と意見交換会を行ったところであります。農政部会については、以上となります。

【議長】 ありがとうございました。
次に、「会議の開催状況と内容」以降については、長瀬会長職務代理が説明します。

【長瀬会長職務代理】 議案書は、10 頁をご覧ください。

1 総会・全体会ですが、5 月 27 日に第 1 回総会を希望館で開催し、令和 6 年度の部会等の状況について報告しました。6 月 30 日に第 2 回総会を市民プラザで開催し、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の変更に係る意見について審議しました。9 月 30 日、市民プラザで開催した第 3 回総会では、あっせん基準の変更や農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議、水田の参考賃借料について審議しました。12 月 25 日に希望館で開催した第 4 回総会では令和 8 年の農作業労賃及び農業用機械作業労賃の参考額を審議したほか、担い手サミットへの協賛、委員改選に伴う業務引継ぎについて協議したところであります。今年 2 月 27 日に市民プラザで開催した第 5 回総会では、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改定や令和 8 年度の事業計画及び令和 8 年度最適化の目標設定等について審議いたしました。

次に、議案書 11 頁をご覧ください。

運営委員会の状況ですが、全体で 5 回開催し、総会に提出する議案等について、協議したところであります。

次に議案書 12 頁及び 13 頁をご覧ください。

農業委員会集会・研修会の参加状況です。

まず、8月4日、新潟市江南区文化会館において、県内の農業委員会の代表者研修会に10人の委員が参加しました。8月19日及び12月9日・10日、3月4日には、女性農業委員の研修会が県内外で開催され、当市からも委員が参加されました。11月5日に朱鷺メッセで開催された新潟県農業委員会大会には16名の委員が参加したほか、12月25日に希望館で開催した当市農業委員会主催の研修会に委員の皆さんから参加していただきました。今年2月9日に新潟市のユニゾンプラザで開催した県内市町村の農業委員会役員等研修に会長ほか9人の委員が参加したところであります。

次に、議案書は14頁をご覧ください。

会長を始めとする委員が、記載の会議に出席していただいたところであります。

令和7年度の会議や研修等の説明については、以上です。

【議長】 報告第1号の説明が終わりました。ご意見、質問がありましたら、お願いします。

【議長】 特にないようですので、報告第1号について、承認することに、異議ありませんか。

【一同】 異議なし。

【議長】 異議なしと認め、報告第1号は承認されました。
次に移ります。

報告第2号「農地所有適格法人の事業状況等の報告について」事務局の説明を求めます。

【局長】 議案書は、13頁をご覧ください。

農地所有適格法人は、法令により、毎年、事業年度終了後の3か月以内に、農業委員会に事業状況を報告することが義務付けられています。記載の表は、3月31日現在の報告結果をまとめたものです。市内の農地所有適格法人は167法人で、未提出は5法人となっています。

なお、2法人が休業中で、所有する農地の処分等が終わり次第、解散する予定としています。

一番下、一般法人の9法人についても毎年事業状況を報告していただいておりますが、今現在、指導を要する法人はありません。

説明は以上です。

【議長】 ただ今の説明について、意見、質問をお願いします。

【議長】 特に無いようなので、報告第 2 号について、承認することに、異議ありませんか。

【一同】 異議なし。

【議長】 異議なしと認め、報告第 2 号は承認されました。
次に移ります。
報告第 3 号「農政部会委員の変更について」事務局の説明を求めます。

【局長】 議案書は、16 頁をご覧ください。
報告第 3 号「農政部会委員の変更について」であります。こちらは、先般 4 月 30 日の総会・全体会で選出いただいた農政部会委員お一人について、諸事情により就任が困難となったことから、記載のとおり、同じ地域の推進委員を農政部会委員として変更するものであります。
説明は以上です。

【議長】 ただ今の説明について、意見、質問をお願いします。

【議長】 特にないようなので、報告第 3 号について、承認することに、異議ありませんか。

【一同】 異議なし。

【議長】 異議なしと認め、報告第 3 号は承認されました。
次に移ります。
議案第 1 号「令和 7 年度 農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他の事務の実施状況の公表について」を上程します。事務局の説明を求めます。

【主幹】 議案書は、17 頁をご覧ください。
議案第 1 号は、法令に基づき、令和 7 年度における「農地利用の最適化の推進状況」等を公表することについて、議決いただくものであります。
別冊の総会関連資料の 1 頁をご覧ください。
ローマ数字の I 農業委員会の状況については、令和 7 年 4 月 1 日

現在の体制と農家・農地の概要を記載しています。

2 頁をご覧ください。ローマ数字のⅡ最適化活動の実施状況についてです。1 最適化活動の成果目標の(1) 農地の集積及び②の目標は、昨年2月の総会で決定した数値です。③は実績値であり、中ほどに記載の「農業委員会の点検結果」としては、「担い手の死亡や法人の解散等に伴う農地の貸借の解約時期と、制度上、農地中間管理事業による再設定の時期に差が生じたことなどから実績の集積率が 74.1%となり、目標の80.0%を5.9ポイント下回る」とさせていただきました。

なお、②目標の設定時点では、農地面積は 16,700ha でしたが、国の調査で 16,300ha に変更されたため、③実績の集積率は、変更後の数値で算定しています。

次に、(2) の遊休農地の発生防止・解消です。

2 頁の一番下の②目標に、令和3年度の遊休農地については、四捨五入により 1.4ha と記載してありますが、正確には 1.35ha ですのでそのように修正願います。なお、当該面積については、令和4年度にすべて解消され、ゼロとなっております。

続きまして、3 頁の下段 (3) 新規参入の促進をご覧ください。

②目標の農地面積は 180ha としましたが、次の4頁の上段の③実績のとおり、農地所有者の同意を得た上で公表した農地面積はないため、0.0ha としました。

次に、2 の最適化活動の目標と実績ではありますが、(1) 最適化活動を行う活動目標は、一人当たり月 10 日としており、(2) 活動強化月間の設定は2回のところ実績は1回、次の5頁の(3) 新規参入相談会への参加目標は1回としましたが、干ばつ対応等に時間がとられたこともあり、実績はありませんでした。以上の活動実績を国が定めた評価方法に当てはめたところ、下から2番目に記載の農業委員会全体の評語は、「目標に対して期待どおりの結果が得られた」と判定されました。

なお、推進委員等の点検・評価結果は、4 段階の評語ごとに該当する委員の人数を記載しましたが、議案発送後に県から送付された報告様式に基づき点検・評価したところ、最終的に「目標に対し期待を大幅に上回る結果が得られた」委員が3人、「目標に対し期待を上回る結果が得られた」委員が5人、「目標に対して期待どおりの結果が得られた」委員が18人、「目標に対して（やや）期待を下回る結果となった」委員が34人という結果になりましたので、それぞれ修正をお願いします。また、評価方法の詳細につきましては、後ほど説明させていただきますが、特に委員の活動日数が大きく関係しておりますので、ご留意いただければと思います。

次に、6 頁をご覧ください。ローマ字数字のⅢ事務の実施状況につきましては、総会等の開催実績や先ほどの報告第 1 号の説明のとおり、農地法 3 条の許可事務、転用の処理件数等を記載しています。

説明は以上です。

【議 長】 ただ今の説明について、意見、質問をお願いします。

【議 長】 特にないようですので、採決します。
本件を原案のとおり公表することに異議ありませんか。

【一 同】 異議なし。

【議 長】 異議なしと認め、本案は原案のとおり公表することとします。
続いて、その他に移ります。
まず、「令和 7 年度 農業委員・推進委員等の最適化活動の点検・評価について」事務局の説明を求めます。

【主 幹】 別冊資料の 7 頁をご覧ください。
この表は、前期委員の皆様のお手元に本日配布させていただいた A 3 判の表になります。委員の皆様から記載していただきたい箇所は、表の右下②自己の点検・評価欄に、活動実績と成果実績をご記入いただき、本日、お帰りになる前に事務局に提出をお願いします。
また、表の一番下の 2 農業委員会による点検・評価の「総会で出された意見」の欄については、別紙 2 に事務局案を記載しましたので、読み上げさせていただき、その後ご意見をいただければと思います。
【事務局案読み上げ】

「農業委員会全体では、目標に対して期待どおりの結果となり、各担当地区において、農業委員と推進委員が協力し、地域計画に基づく担い手等への農地利用の集積・集約化や新規参入の促進に努めたことは一定の評価に値する。一方で、人口減少等を踏まえた担い手や法人の減少も見据え、農地集積率の目標達成（令和 12 年度 90%）に向けて、委員相互に情報共有を図りながら、更なる農地利用の最適化に継続して取り組む必要がある。」とさせていただきました。

説明は以上です。

【議 長】 それでは、別冊資料の 7 頁の別紙 2、農業委員会による点検・評価に関し、総会で出された意見として、事務局案に対する意見や修正案、委員の皆さんから点検・評価に対するご意見があれば、お願いします。

【議長】 特にないようですので、点検・評価における総会で出された意見については、資料に記載の事務局案のとおりとすることに異議ありませんか。

【一同】 異議なし。

【議長】 異議なしと認め、総会で出された意見については、事務局案といたします。

次に、「令和 8 年度 最適化活動の目標の変更及び委員活動目標の設定について」事務局の説明を求めます。

【主幹】 別冊資料の 8 頁から 10 頁をご覧ください。

はじめに、令和 8 年度 最適化活動の目標の変更についてであります。この表については、4 月 30 日の総会・全体会でお示しし、委員の皆様からご承認いただいたものでありますが、その後、市の担当部局から令和 7 年度末の数値に変更があったことから、連動する本市農業委員会の目標についても変更するものであります。

具体には、資料 9 頁の 1 の最適化活動の成果目標の（1）農地の集積の①現状及び課題及び②の目標欄のそれぞれ網掛け部分 3 か所になります。1 か所目の「これまでの集積面積」については、12,074ha とありますが、変更前の 11,944ha から 130ha 増加しました。それに合わせて、集積率も 74.1%と変更前の 73.3%から 0.8 ポイント上昇しております。また、②の目標のうち、今年度の新規集積面積については、令和 7 年度末の集積面積が 130ha 増加したことに伴い、変更前の 1,096ha から増加分の 130ha が減じられ記載の 966ha となりました。

このほか、先ほどの令和 7 年度の遊休農地の解消目標面積が 0.0ha であることから、新潟県に確認したところ、様式の※印の注意書きにかかわらず、令和 8 年度の解消目標面積は 0.0ha でよいことから、あわせて変更するものであります。目標設定の変更に係る説明は以上になります。

次に、資料は 11 頁をご覧ください。

令和 8 年度 各委員の最適化活動の目標設定についてであります。

ご承知の委員もおられますが、あらためてご説明しますと、農業委員会による最適化活動の推進等については、農林水産省の通知に基づき、農業委員会が取り組む活動として、「農地の集積」、「遊休農地の解消」、「新規参入の促進」の 3 点が求められております。そして、毎年度、農業委員会とともに各委員の目標も設定し、活動の実施状況や

目標の達成状況について年度終了後、点検・評価した上で、その結果を先ほどの議案第 1 号のとおり公表するほか、都道府県知事に別冊資料 1 頁から 7 頁に記載の様式等を用いて、報告することになっております。

資料 11 頁の矢印の先に記載の「農業委員会及び各委員の目標設定」とありますが、まず、農業委員会全体の目標については、4 月の総会・全体会で承認されておりますが、あらためてお示ししますと、令和 8 年度の成果目標の（1）農地の集積については、当市の地域計画の目標値である集積率 80%を目標に 13,040ha とし、（2）遊休農地については新規発生なし、（3）新規参入の促進については、新規参入者に貸し付け可能な農地 185ha について所有者の同意を得るという目標を掲げています。活動目標については、（4）最適化活動の日数として、日常の農地パトロールを含めて委員 1 人当たり月 10 日を目標とし、（5）強化月間は令和 8 年 12 月から令和 9 年 2 月の間を対象に 2 回実施、（6）新規参入相談会への参加は 1 回を目標としています。これらは、先ほど説明した 9 頁、10 頁の表にすでに記載しているものであります。

参考までに資料の 12 頁、13 頁をご覧ください。

いずれも国・県が皆さんの活動内容を点検・評価する際の視点となっており、12 頁は、農業委員会全体を評価する際のポイント、13 頁は委員個々の活動を評価する際のポイントとなっております。特に 1 か月当たりの委員の活動日数が評価の大きなポイントになっており、最近では月平均の活動日数が一定以下の場合、農地集積や遊休農地の解消、新規参入の促進に成果があっても、また、仮に活動日数が多くとも農地集積や遊休農地の解消、新規参入に関わりの薄い活動、活動記録簿で言えば、総会部会等の出席やその他に分類されるものは、最適化活動の日数にカウントされないなど、ご注意くださいと思います。

その上で、資料 11 頁の 2 の各委員の目標であります、持続可能な上越市農業の維持発展に資するため、先に策定された地域計画の実現を図ることが本市農業委員会としても必要な取組であるとの判断に基づき、7 年度から地域計画のエリア、すなわち地域自治区のエリアとなりますが、そのエリア内の農業委員・推進委員が 1 つのチームとして連携・協力しながら、共に当該エリアの目標達成を目指すこととし、エリア内の委員数でエリアの目標を按分しております。令和 8 年度も同様の方法で目標設定させていただいたところであります。

その具体の地区及び各委員の目標については、資料 14 頁に記載の【資料 A】のとおりであります。なお、【資料 A】の最上段の横列の項目のカッコ欄については誤植ですので削除願います。

また、【資料A】から個々の委員用に抜粋した目標値が、15 頁の見本となりますが本日、皆様のお手元に個別数値を入れたものを【資料B】として配布しております。

ちなみに、目標値の算出方法について端的に言えば、上越市の農地 16,300ha に対する各地区の農地面積の割合を乗じて各地区の農地面積を算出し、地域計画の集積率を乗じて得られた面積を地区の委員数で按分することで、個々の委員の目標面積としております。また、同様に、新規集積面積 966ha 及び所有者同意面積 185ha に地区面積の割合を乗じて、委員数で按分し、個々の委員の新規集積面積及び所有者同意面積としております。

この後、部会前の地区会議にて、目標値を確認・協議の上、決定していただきますが、修正が必要な場合は、7 月 10 日（金）までに個別に配布した【資料B】を見え消し修正し、事務局又は駐在室に提出いただきますと思います。

説明は以上です。

【局 長】 補足説明させていただきます。委員活動については、主に農地の集積率と活動日数が評価のポイントになりますが、集積率については、相手もあることから、一律に成果を上げることはなかなか難しいかもしれません。一方の委員の活動日数については、目標の月 10 日を目指して取り組んでいただきたいと思います。また、毎月の地区会議前に提出いただくことになっている活動記録簿については、活動の実績を裏付けるものとなりますので、お手数でも毎月の地区会議前の提出をお願いします。やむを得ず地区会議の際に提出できない場合は、翌月に必ず提出をお願いします。細かな点も含めてお伝えしましたが、委員の皆様からは、農地利用の最適化に向けて、引き続き農業者への声掛けや相談対応にご協力をお願いいたします。以上です。

【議 長】 それでは、「令和 8 年度 最適化活動の目標の変更及び委員活動目標の設定について」、2 点ありました。1 つ目は、市の数値の変更に伴う令和 8 年度最適化活動の目標の変更、2 つ目は、各委員の目標設定であります。委員の皆さんから、意見、ご質問等があれば、お願いします。

【議 長】 特にないようですので、令和 8 年度 最適化活動の目標の変更について了承することとし、委員の活動目標の設定については、この後の地区会議で確認することに異議ありませんか。

【一 同】 異議なし。

【議長】 異議なしと認め、令和 8 年度 最適化活動の目標の変更について、了承することとし、委員の活動目標の設定については、この後の地区会議で確認することいたします。

それでは次に、「令和 8 年度 農地パトロールの実施計画について」事務局の説明を求めます。

【次 長】 別冊資料の 16 頁をご覧ください。

遊休農地の発生防止や違反転用の早期発見を目的に、7 月から 8 月を重点月間として、地区会議ごとに担当地区の農地パトロールをお願いしたいと思います。

手順ですが、まず、事前準備として、この後の地区会議で実施日と回数、巡回場所を決めてください。見本として資料の 17 頁に記載の様式のblankを事務局で用意していますので、地区会議の際にご活用ください。また、移動は庁用車を使用しますので、庁用車に乗れるように委員の人数の多い地区会議については 3 人～4 人程度のグループに分かれて、半日程度で見回れるルートを考えていただければと思います。暑い時期でもあり、朝夕の比較的涼しい時間帯での実施などの工夫もお願いします。

次に、パトロール当日ですが、職員が運転する庁用車でパトロールを実施します。その際、委員の皆さんは農業委員会の帽子と腕章を着用願います。また、各自飲み物等を用意していただき、熱中症の予防に留意願います。なお、資料 19 頁に農地パトロール中に熱中症の症状がみられる場合の対処フロー図を添付しました。万一の際には、躊躇なく左下の救急要請や医療機関の電話番号に連絡をお願いします。

また、耕作されていない農地や違反転用農地を発見した場合は、場所を確認し、写真撮影をお願いします。

パトロール終了後、委員の皆さんは資料 18 頁に記載例を添付していますが、活動記録簿に記入していただき、直近に開催される地区会議の際に提出をお願いします。

なお、耕作されていない農地等があった場合は、パトロール後、所有者に意向調査を実施します。

最後、地区会議でどこの農地をパトロールするか協議する際の参考として、資料 16 頁の中ほどに四角囲みがあります。例えば、耕作されていない農地や農地転用された土地、18 条解約後の地主耕作の農地、あるいは地区の農地全体を見に行くなど、委員の皆さんが気になる農地等について、パトロールをお願いします。

説明は以上です。

【議長】 ただ今、農地パトロールに関する説明がありました。ご質問や意見等がありましたら、お願いします。

【議長】 特にないようですので、令和 8 年度 農地パトロールの実施計画について了承することとし、詳細は、この後の地区会議で確認することに異議ありませんか。

【一同】 異議なし。

【議長】 異議なしと認め、令和 8 年度 農地パトロールの実施計画について、了承することとし、この後の地区会議で実施日等の詳細を協議してもらうことにします。

【議長】 それでは、予定した議事は全て終了しましたが、せっかくの機会でもあります。委員の皆さんから、発言等あれば、お願いします。

【議長】 ないようですので、以上で議長の任を解かせていただきます。慎重ご審議、ありがとうございました。

< 7 閉 会 >

【局長】 会長、ありがとうございました。

それでは、次第の 7 の閉会ですが、閉会の挨拶を長瀬会長職務代理からお願いします。

【長瀬会長職務代理】 閉会の挨拶

以上